

2025年12月 マンスリーレポート

夜間・休日ワンストップ窓口への相談事例 (外国人患者の医療費の未払いへの対応について)

相談内容 :

外国人患者に対する診療において、治療完了後に費用を支払わず退去する事案が発生した。患者の連絡先（電話番号・メールアドレス・住所）は把握しているが、メールによる督促に対して返信がなく、連絡が途絶えている状態である。本件に関し以下2点を相談したい。

- ・連絡が取れない相手に対し、どのような法的・事務的手続きをとるべきか。
- ・外国人患者の医療費未払いについて、次回の入国を制限する公的な手続きが存在するのか。

対応内容 :

以下のとおり、対応し、終了しました。

①未払い医療費の請求について

相手方の住所が判明している場合、以下のような方法があることを助言した。

- ・債権の存在と督促の事実を公的に証明するため、内容証明郵便による督促状を送付する。
- ・督促に応じない場合、簡易裁判所を通じた「支払督促」や、60万円以下の請求であれば「少額訴訟」を利用することも考えられる。
- ・また、回収コストも考慮しつつ、必要に応じて弁護士等へ委託することも考えられる。

②未払い情報の行政への共有と厳格な入国審査について

厚生労働省が運用する「訪日外国人受診者医療費未払情報報告システム」について情報提供を行った。

- ・医療機関が訪日外国人の医療費未払い情報を報告し、出入国在留管理庁へ共有することで、次回入国時の審査を厳格化する仕組みである。
- ・本制度は訪日外国人を対象としているため、患者が中長期在留者の場合は対象外となる旨の補足をした。

【参考】厚生労働省通知 「訪日外国人受診者による医療費不払い防止のための支援資料の紹介及び不払い情報報告システムへの協力の御願いについて」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

以上

【その他】

参考としていただける資料を以下に記載する。

「外国人患者受入のための医療機関向けマニュアル」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000795505.pdf>

「外国人向け多言語説明資料一覧」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kokusai/setsumei_ml.html

【本件に関する照会先】

厚生労働省夜間・休日ワンストップ相談窓口運営事務局
受託事業者：メディフォン株式会社（担当：小川、海野、吉川）
E-mail : onestop.soudan.mhlw@mediphone.jp
TEL : 050-3623-2395（こちらの番号は平日 9:00-18:00 のみ対応）